

松山市子ども・子育て会議条例

平成25年10月30日

松山市長 野 志 克 仁

松山市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

記

松山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(松山市社会福祉審議会条例の一部改正)

- 3 松山市社会福祉審議会条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。
第2条中「児童福祉に関する事項」の次に「（松山市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する事項を除く。）」を加える。